HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ＥＵ域内の食品流通の自由　－ＥＵ裁判所の豪華なフルコースへのご招待－
Author(s)	ボノミ, アンドレア; 藤原, 正則//訳; 奥田, 安弘//訳
Citation	北大法学論集, 55(2), 418-396
Issue Date	2004-07-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15289
Type	bulletin (article)
File Information	55(2)_p418-396.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

講　演

ＥＵ域内の食品流通の自由

―― ＥＵ裁判所の豪華なフルコースへのご招待 ――

アンドレア・ボノミ
藤原正則・奥田安弘　訳

以下に訳出するのは、北海道大学法学会および経済法研究会の共催で2004年２月14日に行われた講演の原稿である。この原稿は、A. Bonomi/E. Schriever, "Europarecht à la carte: Das reichhaltige Menü der Rechtsprechung des europäischen Gerichtshofes im Bereich Lebensmittel", in: Kochkunst, Ernährung und Recht, Festschrift zu Ehren von Pierre Widmer (hrsg. A. Aronovitz), Veröffentlichungen des Schweizerischen Instituts für Rechtsvergleichung, Zürich 2003, S. 85 ff. として公表された論文をもとに、原著者の１人であるボノミ教授が講演のため手を加えたものである。訳者の１人である藤原は、この講演の通訳を務めた。またボノミ教授の来日については、奥田の申請により、財団法人・社会科学国際交流江草基金の助成を得た。

ボノミ教授は、イタリア国籍であるが、パドヴァ大学のみならずオーストリアのインスブルク大学でも博士号を取得し、現在は、スイスのローザンヌ大学において国際私法および比較法を担当している。スイスおよびイタリアの双方で研究・教育を行っている関係から、とくに国際私法の分野に関するフランス語およびイタリア語の著書・論文が多い。その中でも、Le norme imperative nel diritto internazionale privato, Zürich 1998, 452 S. は、強行法規の特別連結に関する最も重要な文献の１つである。

今回のテーマは、直接的には国際私法に関係しないが、講演の最後に言及されているように、ＥＵ法上の商品流通の自由は、判決の相互承認および抵触法の統一ともあいまってＥＵの経済統合を促進しており、その意味では、ボノミ教授の研究領域の広さを窺わせる。さらには、論文および講演の構成をメニューに見立てることにより、随所にユーモアのセンスも見せており、まさに冒頭で述べられているように、ＥＵ法に関する情報のみならず、グルメの読み物としても楽しめるであろう。

なお、本稿の理解のため、最初に基本的なことを述べておく。ＥＣ設立条約25条以下には、関税・課徴金に関する規定が置かれ、経済共同体の創設以来、関税による輸入制限は、速やかに撤廃されたが、その後、各構成国の国内規制がいわゆる非関税障壁として問題となり、これについては、ＥＣ設立条約28条および30条（旧30条および36条）の解釈に関するＥＵ裁判所の判例が重要な役割を果たしてきた。本稿は、食品流通の自由を中心として、かような判例法の形成およびその意味を考察したものである。ＥＵから遠く離れたわが国にとっても、域内で活動する日系企業に対する影響のみならず、将来のアジア・太平洋圏の経済統合にとって、重要な意味を持っていると考える。

〔訳文〕

Ⅰ．はじめに

食品に関するＥＵ裁判所の判例は、ＥＵ域内の商品流通自由の原則およびその効果を知るために最も適切な例である。そこで本日の講演をメニュー仕立てにすることによって、日本の聴衆の皆さんにＥＵ法の知識のみならずヨーロッパの食習慣の雰囲気を少し味わって頂きたい。

Ⅱ．食前酒

きちんとしたコースの最初には、必ず食前酒が出てくるものである。本日も同様であり、商品流通の自由に関するＥＵ裁判所の判例は多数あるが、有名なダッソンヴィル（Dassonville）判決およびカシス・ドゥ・ディジョン（Cassis-de-Dijon）判決がその出発点となっていることは周知のとおりである。

ダッソンヴィル判決[1]で問題となったのは、ウィスキーである。本件では、ベルギーの貿易商がスコッチ・ウィスキーを適法に輸入したが、イギリスの関税当局の原産地表示がなかったため、ベルギーの輸入規則に違反するとして、刑事手続にかけられたのである。ＥＵ裁判所は、その判決において、次のような基本原則を示した。すなわち、域内の通商を直接または間接に、現実または潜在的に妨げる結果をもたらす構成国のあらゆる通商規制は、数量制限と同等の効果を有する規制である、というのである。

かようなダッソンヴィル判決は、極めて射程範囲が広いにもかかわらず、不明な点が多数あった。とくにＥＵ域内の商品流通自由の原則に違反するのは、外国製品を排除する差別的な規制だけであるのか、それとも内国製品か外国製品かを問わず適用される中立的な規制も含まれるのか、という点が明らかでなかった。

差別的な規制の例として、ここではドイツ製の（またはドイツ語圏で製造された）発泡酒ないしブランデーのみが "Sekt" ないし "Weinbrand" という名称をつけることができ、外国の同様の製品は原則として "Schaumwein" ないし "Branntwein aus Wen" という名称しか許されないというドイツの規制を挙げておこう。かかる規制は、（ダッソンヴィル判決の１年後の）1975年のＥＵ裁判所判決において、ＥＵ法違反であると判示された[2]。

さらに中立的な規制に対しても、ダッソンヴィル判決がどのような意味を有するのかを、ＥＵ裁判所が明確化するには、数年を要した。それはレーヴュ（Rewe）判決[3]であり、フランスの "Cassis-de-Dijion" という別の食前酒のドイツへの輸入に関する事件であった[4]。当時のＥＣ設立

[1] Urteil vom 11. Juli 1974, Staatsanwaltschaft gegen Benoît und Gustave Dassonville, Rs. 8/74, Slg. 1974, S. 837.

[2] Urteil vom 20.2.1975, Kommission gegen Deutschland, Rs. 12/74, Slg. 1975, S. 181.

[3] Urteil vom 20.2.1979, Rewe-Zentral gegen Bundesmonopolverwaltung für Branntwein, Rs. 120/78, Slg. 1979, S. 649.

[4]（訳注）カシス・ドゥ・ディジョン事件では、アルコール分が15度ないし20度であるフランスのリキュール「カシス・ドゥ・ディジョン」について、リキュールはアルコール分が25度以上とするドイツの規制が問題となった。ドイ

条約30条の射程範囲全体を明らかにするためには、フランスの有名な食前酒であるキール・ロワイヤルのように、"Sekt" に少しカシスを加えるのが適切である。

今日なおカシス・ルールとして知られる理論の出発点は、次のような原則である。すなわち、ＥＵ法の規制がないかぎり、製品－本件ではアルコール飲料－の製造および販売に関する法令を制定する権限は、個々の構成国にあるという原則である。ただし、外国で製造・販売された製品に対し、かかる法令を適用することは、原則として禁止される。本判決によって示された国内法の適用制限に関するルールにもとづき、ＥＵ委員会は、「120の78事件（カシス・ドゥ・ディジョン）に関する1979年２月20日のＥＵ裁判所判決の効力についての布告」において、いわゆる原産地原則（Ursprungsprinzip）を定めた。これによれば、商品の製造および販売に対する規制は原産地国にのみ許され、他の構成国はこれらの規制を承認しなければならない。

ＥＵ域内の通商に対する国内法の適用による規制は、とりわけ税法の実効的な執行、公衆の健康保護、商業取引の健全性、消費者保護などの強行的な要請（zwingende Erfordernisse）に対応するため必要な場合にのみ認められる。ただし、域内取引を制限する規制は、いかなる場合であれ、ＥＵ裁判所の確定判例による以下の３つの観点からみて、相当性の原則（Proportionalitätsprinzip）を満たさなければならない。すなわち、①当該規制の目的がＥＵ法上承認されたものであること、②当該規制がかかる目的を達成するため適切であること、③目的達成のためには、それ以上に緩やかな手段が存在しないことである。

以上をまとめれば、差別的な規制および中立的な規制という2種類の規制の違いは、次のとおりとなる。すなわち、前者は、原則として数量制限と同等の効力を有する違反行為とみなされる。それが例外的に正当化されるのは、当時のＥＣ設立条約36条（現行の30条）に限定的に列挙

ツ政府は、低濃度のアルコール蒸留酒は飲酒を習慣化させるとして、公衆の健康保護の観点から規制を正当化しようとしたが、容れられなかった。またドイツ政府は、消費者が特定のアルコール濃度を期待しているとも主張したが、ラベルにアルコール濃度を表示することによって消費者保護にも対応できるとされた。

された目的を有する場合に限られる。これらの正当化事由は制限的に解釈され、類推適用は認められない。これに対して、中立的な規制は、別段のＥＵ法上の規制がなく、強行的な要請に対応するため必要な場合には、原則として適法である。ただし、これらの強行的な要請は、商品流通の自由よりも重要であり、かつこれらを追求するために、当該規制が必要不可欠であることが前提となる。

要するに、前者（差別的な規制）の場合、正当化事由は、本来違反行為となるべき規制を例外的に正当化するが、後者（中立的な規制）の場合、強行的な要請およびそれに関連した相当性の原則は、規制が許容される範囲を決定する。

もちろん、以上の原則上の違いは、常に明確に区別できるわけではない。第一に、中立的な規制は、（たしかに直接的ないし明白な差別ではないが）間接的ないし事実上の差別をもたらす措置と区別することが極めて困難である。すなわち、当該規制が外国製品にだけ適用されるわけではないが、内国製品と比べて外国製品を事実上不利にする場合には、原則として間接的な差別が生じる。しかし、中立的な規制にも、通常は、同様の効果がある。

第二に、中立的な規制の場合、ＥＣ設立条約36条（現行の30条）により規定された正当化事由の機能は、明らかにＥＵ裁判所の判例による強行的な要請の機能と部分的に重複する。いずれの場合にも、相当性の審査がなされることを考えれば、なおさらそうである。したがって、その後の多数の判例がこれらの正当化事由を混同しているのは、決して不思議ではない。たとえば、しばしばＥＵ裁判所は、ＥＣ設立条約36条に規定された健康保護という正当化事由をカシス・ルールにいう強行的な要請と称して、審理した[5]。そして、ようやくアラゴネーザ（Aragonesa）事件[6]において、ＥＵ裁判所は、かような間違いを訂正し、両者の違いの意味を強調するに至った。すなわち、健康保護などＥＣ設立条約36条の正当化事由は、差別的な規制および中立的な規制のいずれにも適用可

---

[5] たとえば、後述のパスタ・酢・食肉に関する判決参照。

[6] Urteil vom 25. 7.1991, Aragonesa de Publicidad Exterior SA und Publiva SAE gegen Departamento de Sanidad y Seguridad Social de la Generalitat de Cataluña, Rs. C-1/90 und C-176/90, Slg. 1991, S. I-4151.

能であるが、強行的な要請は、中立的な規制の場合にのみ考慮される、というのである。その後のＥＵ裁判所の判例は、おおむねこの原則を維持している[7]。ただし、時としてＥＵ裁判所が自らこの違いを徹底せず、この原則を破棄して、強行的な要請を差別的な規制の正当化に用いるケースがいまだに見られる[8]。

Ⅲ．料理

さて食前酒の後は、様々な料理によって、ＥＵ域内で食される多様な食品に対し、カシス・ルールがどのように適用されているのかを見ることにしよう。まさに消費者が日常的に接する食品の分野では、食品の成分、ラベルなどが内国の基準と異なる製品に対し、無知な消費を保護しなければならないという見解が、多数の構成国において長らく支配的であった。そこで本日は、料理を作る材料となるビール[9]、ミルク[10]、酢、生肉、酒類、パン、パスタなどに関する判決を紹介したい。

まず一皿目（Primo）としては、おいしいイタリアのパスタ料理が欠かせない。ただし、材料となるパスタには注意が必要である。なぜなら、ある有名なＥＵ裁判所判決により、薄力粉だけで製造した麺および薄力粉と強力粉を混ぜて製造した麺も、販売が許されているからである。強力粉で製造した麺のみの販売を許すイタリアの規制は、健康保護および消費者保護のいずれによっても、正当化できなかった。なぜなら、イタリアの規制は、これらの目的を達成するためには、相当性を欠いていたからである。ここで注意して頂きたいのは、ＥＵ法は国内規制の存在ではなく、その輸入品への適用だけを問題にしていることを、ＥＵ裁判所が明瞭に確認している点である。とりわけＥＵ裁判所は、イタリアの立法者に対し、「イタリアの領域内に営業所を有する麺製造業者について

---

[7] たとえば、ヴァン・ダ・ヴェルト判決（後述注16）参照。

[8] たとえば、Rs. C-2/90 Kommission gegen Belgien („Wallonische Abfälle"), Slg. 1992, I-4431 参照。最近の例としては、Rs. C-379/98 („Preussen Elektra"), Slg. 2001, I-2099 も参照。

[9] Rs. 178/84 Kommission gegen Deutschland, 1987 EuGH Slg 1987, 1227ff.

[10] Rs. 298/87 Strafsache gegen Smanor SA, EuGH Slg. 1988, 4489 ; Rs. 216/84 Kommission gegen Frankreich. Eugh Slg. 1989, 793ff.

も、当該法律を廃止すること」を要求しているわけではない[11]。かような純粋国内事件へのＥＵ法不適用の原則は、商品流通の自由に関するＥＵ裁判所判例の基本方針であったし、それに（少なくとも部分的に）疑問が投げかけられたのは、ごく最近になってからであった[12]。

（望むらくは茹ですぎていない）スパゲッティの後に、皆さんにお薦めしたいのは、血のしたたる肉料理である。ただし、1982年のドイツ食肉令に違反して、肉以外の材料を混ぜた肉を使わせて頂く。ＥＵ委員会によって開始された訴訟において、ＥＵ裁判所が判示したように[13]、かような製品は、栄養価の点では、純粋な肉製品より劣るかもしれないが、だからといって、その販売を禁じることは、健康保護・消費者保護・商業取引の健全性のいずれの観点からも正当化することはできない。

またサラダには、本来ならおいしいバルサミコ酢（Aceto balsamico）をお薦したいところであるが、本講演の一貫性を保つためには、残念ながらドイツの果実酢をお出しするしかない。この分野でも、国内産のワイン・ヴィネガーを保護しようとするイタリアの試みは、ＥＵ裁判所が商品流通自由の原則をあくまでも貫いた結果、２回とも潰えてしまった。

まず、ギリー（Gilli）およびアンドレ（Andrés）事件[14]において、ＥＵ裁判所は、ワイン発酵により製造したのではない酢を含む製品の販売を禁じたイタリアの規制を、ＥＵ法違反と認定した。この規制は、公衆の健康保護にも（果実酢はワイン酢ほどおいしくないかもしれないが、決して有害であるわけではない）、商業取引の健全性にも、消費者保護にも絶対必要とはいえない（果実酢であることを十分に明らかにしたラベルを容器に貼れば足りる）、というのである。

この判決後に、イタリアの立法者は、次のような法律を制定して、なおも国内産のワイン・ヴィネガーを保護しようとした。すなわち、この法律によれば、果実酢の販売自体は許されるが、これまで聞いたことも

---

[11] Urteil vom 14.7.1988, Giorgio Zoni, Rs. 90/86, Slg. 1988, S. 4285 (Erw. 25).

[12] たとえば、後述のギモン事件およびピストレ事件参照。

[13] Urteil vom 2.2.1989, Kommission gegen Deutschland, Rs. 274/87, Slg. 1989, S. 229.

[14] Urteil vom 26.6.1980, Strafverfahren gegen Herbert Gilli und Paul Andres, Rs. 788/79, Slg. 1980, S. 2071.

ない "agro" という名前を付けさせ、これに対し、イタリアの消費者が慣れ親しんだ "aceto" という古くからの名称は、ワイン・ヴィネガーにのみ許された。このギリー判決を回避する試みも、ＥＵ委員会の申立による訴訟において、予想通り、ＥＵ裁判所から拒絶された[15]。

果実酢であえたサラダだけでは足りない方には、他の構成国よりも塩分が多い目のオランダ・パンを併せてお薦めする。ヴァン・ダ・ヴェルト（Van der Veld）判決[16]において、ＥＵ裁判所は、塩分の含有量を最大２パーセントに制限したベルギー法の輸入品への適用はＥＣ設立条約30条に違反する、と判示した。さらにＥＵ裁判所は、この規制が消費者の健康保護に必要であるというベルギー政府の一般常識的な主張に対し、科学的データによる裏づけを欠くとした。

同様の結論は、モレラート（Morellato）事件[17]に関するＥＵ裁判所判決でも示された。本件は、イタリアで許された基準よりも水分を多く含むか、または灰分が少ないパン、ないし糠などの一定の添加物を含むパンの販売を禁じたイタリアの規制が問題となったケースである。

これらの判決は、何か根本的に新しいことを述べたわけではないが、有名なケック（Keck）およびミショード（Mithouard）判決[18]の後に下された点、および「製造に関する」規制については、その後も全く変更がないことを確認した点において、注目される。周知のように、ＥＵ裁判所は、ケック判決において、製造に関する規制と販売に関する規制を区別することにより、射程範囲が広く、かつ必ずしも一貫性のないカシス・ルールの適用を制限した。この新しい法理によれば、一定の販売形態を

---

[15] Urteil vom 15.10.1985, Kommission gegen Italienische Republik, Rs. 281/83, Slg. 1985, S. 3397.

[16] Urteil vom 14.7.1994, Van der Veldt, Rs. C-17/93, Slg. 1994, S. I-3537. パンについては、さらに Urteile vom 19.2.1981, Fabriek voor Hoogwardige Voedingsprodukten Kelderman BV, Rs. 130/80, Slg. 1981, S. 527, und vom 17.12.1981, Frans-Nederlandse Maatschappij voor biologische Producten BV, Rs. 272/80, Slg. 1981, S. 3277 も参照。

[17] Urteil vom 13.3.1997, Tommaso Morellato gegen Unità Sanitaria locale (USL) n. 11 aus Pordenone, Rs. C-385/95, Slg. 1997, S. I-1431.

[18] Urteil vom 24.11.1993, Bernard Keck und Daniel Mithouard, Rs. C-267/91 und C-268/91, Slg. 1993, S. I-6097.

制限または禁止する国内法の規定は、「それらが国内で経済活動を行うすべての関係業者に適用され、かつ国産品の販売と輸入品の販売を法律上および事実上同一に取り扱うかぎり」、ＥＣ設立条約30条以下の適用を受けないとされた。すなわち、ＥＵ裁判所によれば、これらの規制は、平等に適用するかぎり、輸入品の市場参入を妨げたり、国産品よりも厳しく取り締まることにはならない。もちろん、外国製品ないしまだ市場に定着していない製品を完全に締め出す結果となる場合は、この限りでない[19]。したがって、この判決以降、販売形態に関する国内規制は、（法律上または事実上）輸入品に対し差別的である場合にのみ、問題となりうる[20]。

これに対して、製造に関する規制については、何も変わっていない。とりわけ製品の名称・形状・サイズ・重量・成分・容器・ラベル・包装に関する規定は、引き続きカシス・ルールの適用を受けるから、たとえ差別的でなくても、違法となる場合がある。

もっとも、ＥＵ裁判所の打ち出した規制の性質にもとづく区別は、たとえばマース、スニッカーズ、バウンティ、ミルキーウェイなどのアイス・キャンデーに関するマース（Mars）判決[21]で明らかになったように、個々の事件では極めて分かりにくいことがある。マース事件では、特別な宣伝方法（すなわちケック判決のいう「販売形態」）が問題となったのであるが、これは、製造物の特別な包装（「10パーセント増量」と刷り込まれた表示）によってなされた。かような宣伝は、従前の（小さい）容器の商品と同じ価格で商品が販売されているかのような（誤った）イメージを消費者に与えるという理由により、輸入国（ドイツ）法では禁止されていた。ＥＵ裁判所によれば、ドイツの規制は、商品の容器・ラベル・包装と関係しており、それゆえＥＣ設立条約30条の禁止規定に違

---

[19] Rs. C-405/98 (Gourmet International), Slg. 2001, S. I-1795. Vgl. dazu EPINEY, Neuere Rechtsprechung des EuGH u.a. zum allgemeinen Verwaltungsrecht, NVWZ 2002, S. 1429ff. 1434.

[20] これは、まさに商品販売に関するオーストリアの営業令についての判決がそうであった。Rs. C-254/98, EuGH, NJW 2000, 425.

[21] Rs. C-470/93, Verein gegen Unwesen in Handel und Gewerbe Köln e.V. gegen Mars GmbH („Mars"), Urteil vom 6.7.1995; Slg. 1995, S. I-1923.

反する。

以上の商品流通の自由に関する短く要約的な判例の紹介には、さらにドイツの「無添加要件」に関する有名な判決を加えなければ、不完全のそしりを免れないであろう[22]。このドイツ法の規制は、一定の原料（麦芽、ホップ、酵母、水など)のみを使用して製造された飲料だけに「ビール」という商品名を許すとともに、その他の添加物を加えたビールの販売を禁じていた。ＥＵ裁判所によれば、これらの規制の輸入品への適用は、自由な商品流通の障害となりうるから、ＥＣ設立条約30条に違反する。また消費者保護の必要性については、適正なラベルがあれば足りるので、これを理由として、商品名の規制を正当化することはできない。さらに公衆の健康保護についても、相当性の原則に反するので、これを理由として、その他の添加物をすべて禁止することは正当化できないとされた。

以上で紹介した判決全体から分かるように、ＥＵ裁判所は、ラベルを読んで、一定の商品を購入したいか否かを判断できる状況にある一人前の消費者を保護していることになる。

Ⅳ．デザート

料理の後のデザート、たとえばチョコレートについても、以上のようなＥＵ域内の一人前の消費者に対するＥＵ裁判所の見解を裏付ける判決が最近下されている。事案は、カカオバター以外の植物油を使ったチョコレート菓子をチョコレートと称して販売することを禁じたスペインの規制に関するものであった。

本件において、スペイン政府は、かようなチョコレート菓子に「チョコレート代用物」という表示を義務づけることは、極めて緩やかな規制にすぎないと主張した。かような商品にカカオバター以外の油脂が含まれているとラベルに印刷しただけでは、消費者に何も教えていないに等しいであろう。カカオバター以外の成分を使った商品は、スペインでは、以前から「チョコレート代用物」という名称で通ってきたというのである。

[22] Urteil vom 12.3.1987, Kommission gegen Deutschland, Rs. 178/84, Slg. 1987, S. 1227.

これに対して、アルバー（Alber）法務官は、最終準備書面において、正しく次の点を強調した。すなわち、スペインの主張は、イタリアのヴィネガーに関する事件[23]およびドイツ・ビールの無添加要件に関する事件[24]において、すでに退けられていること、ならびにＥＵ裁判所は、消費者保護のためには適正な表示で足りると判示していることである。法務官によれば、表示によって対処できない限界とは、製品の成分の重要な要素が変更されてしまい、その結果、消費者に十分な情報を与え、誤解を招かないようにするには、表示がもはや十分とはいえなくなった状態をいう。この点において、法務官の主張は、これまで商品名の使用について様々な分野で下されてきたＥＵ裁判所の判例が、常に「理解力のある」消費者を基準としてきたことを思い起こさせる。すなわち、これらの判例では、商品の成分によって購入するか否かを決める消費者は、まず内容表示を読むであろう、ということが前提とされてきたのである。

ＥＵ裁判所の判決は、法務官の主張を受け入れ、次のように判示した。「ＥＵ裁判所の判例によれば、製品の成分および製法が、ＥＵ域内において同じ商品名で販売されている商品と比べ、もはや同じ種類のものとはいえない程に異なる場合に、食品の名称を変更させることは構成国の自由である。これに対して、かような相違が僅かである場合には、買主ないし消費者に必要な情報を与えるためには、適正な表示を行えば足りる」[25]。

両者を区別する基準は、消費者の期待である。すなわち、ＥＵ裁判所は、さらに次のように述べている。「審査されるべきであるのは、チョコレート製品にカカオバター以外の植物油脂を添加することによって、消費者がチョコレートと称する製品を購入する際に期待する品質をもはや保持しない程に、その成分が本質的に変更されたか否かという点、およびその成分を表示したラベルが、消費者の誤解を招かないものか否かという点である」。かような基準にしたがい、ＥＵ裁判所は、カカオバ

---

[23] Kommission/Italien, Slg. 1981, 3019, Rn. 25-27. 前述のように、イタリア政府は、イタリアの消費者が数100年来「酢」といえばワイン・ヴィネガーしか知らないのであるから、他の名称が必要であると主張した。

[24] Kommission/Deutschland, Slg. 1987, 1227, Rn. 26.

[25] Rs. C-12/00, Urteil vom 16.1.03, Rn. 85f.

ター以外の油脂の添加によって、この製品がもはやチョコレートとはいえない程に変質させられたわけではない、という結論に達したのである[26]。

以上のように、本件でも、どのような原料およびどのような成分を使ったどのような食品を購入したいのかを決めるのは、消費者自身であるという原則が維持された。もちろん、その際には、まず危険な食品については、安全基準を定め[27]、また一定の食品については、摂取に関する特別な表示を義務づけることによって、消費者を保護する必要がある。ＥＵ法自体において、すでに一連の表示に関する規制、たとえば原産地表示、地名、伝統的な特産品の保護に関する規制が存在している[28]。それでは、品質表示に関しては、どのように考えたらよいのであろうか。

C-325/00 事件では、ドイツの「ＣＭＡ品質証」のＥＣ設立条約適合性が問題となった。ＣＭＡ品質証とは、ドイツの農産品有限会社であるセントラル・マーケッティング社の品質表示であり、一定の品質要件を満たした製品に対し、「ドイツ産の優良品」という表示を許すものである。本件では、まさにこの品質証がＥＣ設立条約28条に違反しているのではないか、という点が問題となった。

本件で最初に問題となったのは、ドイツの農産品有限会社であるセントラル・マーケッティング社がＥＵ設立条約上の義務を負うか否かという点である。なぜなら、ＥＵ法上の基本的自由は、本来は、国家に義務を負わせるものであり、直接に私人を拘束するものではないからである。この点について、ＥＵ裁判所は、次のように判示した。すなわち、たし

---

[26] 以上の認定を行うにあたり、ＥＵ裁判所は、ＥＵ指令73/241に依拠した。これによれば、カカオおよびカカオバターを一定以上含んでいれば、カカオ製品ないしチョコレート製品と称される。さらにＥＵ指令は、構成国に対し、これらの最低含有物に加えて、カカオバター以外の植物油脂の使用も認めているのであるから、ＥＵ指令に従ってかような油脂を添加した製品について、これを全く含まない製品の代用物への分類を認めるわけにいかなかった。

[27] この点については、遺伝子操作したタンパク質の残留する食品に対する構成国の保護措置について述べたアルバー法務官の最終準備書面（Rs. C-236/01 vom 13. Marz 2003）参照。

[28] Vgl. die Zeichen zur Lebensmittelqualität: http://europa.eu.int/comm/agriculture/foodqual/quali1_de.htm

かにＣＭＡは、形式的には有限会社であり、それゆえ私法人であるが、特別法により設立された法人であり、生産者から強制的に徴収された拠出金によって運営されている。したがって、ＥＵ法の観点からは、生産者自身ないし任意の生産者団体と同等の自由を享受することはできない。むしろＣＭＡは、国家規制のように域内取引に影響を及ぼしうる当該産業分野の全業者に関係する規制を実施しているのであるから、商品流通の自由に関する条約の基本的なルールを守る義務を負うというのである[29]。そして、ＥＵ裁判所によれば、消費者は、輸入品ではなくＣＭＡ品質証の付いた商品を購入するよう仕向けられているから、当該規制は、ダッソンヴィル・ルールにより、構成国間の取引を少なくとも潜在的には阻害すると考えられる。この場合、品質証の使用がドイツの販売者に任されているという点は、ＥＵ裁判所にとって重要ではなかった。なぜなら、少なくとも潜在的には、国産品が優遇されていることは間違いないからである。それでは、本件におけるＥＣ設立条約28条に対する違反には、正当化事由が存在するのであろうか。

ヤコブス（Jacobs）法務官およびＥＵ裁判所のいずれも、ＥＣ設立条約30条にいう知的財産権の保護による正当化を問題外とした。ドイツ政府は、輸出業者判決を援用して[30]、単なる地理的原産地表示であっても、その保護はＥＣ設立条約30条にいう正当化事由に該当すると主張したが、これは退けられた。なぜなら、当該国家領域の全体を示す原産地表示は、もはや原産地表示としての正当化の範囲を超えているからである[31]。

それでは、本判決からは、どのような教訓が導き出されるのであろうか。まず、極めて実際的な観点からは、本判決によれば、政府により付与された品質証は、もはや特定の構成国の製品であることを示す宣伝とはみなされないであろう。同様に本判決によれば、地域表示がある国家の広い地域名と同一であり、またとくに品質の表示が客観的な基準にも

---

[29] EuGH, Rs. C-325/00 (Kommission/Deutschland), Urteil vom 5.11.2002, Rn. 18.

[30] EuGH, Rs. C-3/91 (Exportur), Urteil vom 10.11.1992, Slg. 1992 I-5529.

[31] たしかに、ＥＵ指令2081/92の第2条2項b号によれば、一国全体の地理的な表示が認められている。しかし、法務官の主張からも分かるように、この規定は、実は構成国のうちでもとくに小さな国だけを念頭に置いていた。Vgl. Rs. C-236/01 vom 13. März 2003, Rn. 40.

とづいておらず、さらにかかる基準が他の構成国の製造者に対し公開されていない場合は、地域表示として適切とはいえないであろう[32]。実は、現在では「バイエルン産の品質－原産地保証」と改められているが、バイエルン州政府が2002年11月に定めた「バイエルン政府認定の品質」という牛肉の品質証は、バイエルン州がかかる商標の権利者とはいえ、ＣＭＡ判決によれば、同様にＥＣ設立条約28条に違反するという見解が何人かの論者により主張されていた。なぜならば、かかる表示は、「地域全体を覆う原産地証明」という基準からみて、単にバイエルン製であることを示しているにすぎないからである[33]。たしかに、ローカルな製品に対する支援は[34]、まさに地方の多様性の保持および環境政策の観点からは、極めて重要なポイントであるが、これらの政策と域内市場の統一が両立しうる解決を見出す必要がある。

もうひとつの収穫は、本判決によって、ＥＵ法上の基本的自由の潜在的な第三者効という理論的な問題の回答が与えられたことである。これまでＥＵ裁判所は、ボスマン（Bosman）事件およびアンゴネーゼ（Angonese）事件において、人の自由移動についてのみ、かような第三者効を明示的に認めてきた。しかし、本件では、ＣＭＡという私法人の取り扱いが幾つかの問題を投げかけた[35]。すなわち、ＥＵ裁判所は、ＣＭＡの行為に第三者効を事実上認めたわけであるが、それは、ＣＭＡが特別法により設立され、直接的に国家予算の投入を受けていることから、行政機関とみなし、それゆえＣＭＡによる規制を純粋に国家的な規制と同一視した結果であるのか、それとも国家が直接に責任を負うべき規制で

---

[32] Vgl. OHLER, Anmerkung zu EuGH – «Markenqualität», Zeitschrift für Lebensmittelrecht, 2002, S. 713 ff., 717.

[33] OHLER, a.a.O., S. 718. すでに、農業生産物の広告に対する国家補助に関するＥＵ委員会指針の観点からは、FERBER, MEP, http://www.europaparlament.org/archiv/presse/20010607_staatliche_foerderung1.htm Die Leitlinien verbieten がある。

[34] この問題は、ドイツ連邦政府の新しい食料政策および消費者政策に関する2002年度の中間報告（http://www.verbraucherministerium.de/）でも言及されている。

[35] EPINAY, Neuere Rechtsprechung des EuGH in den Bereichen institutionelles Recht, allgemeines Verwaltungsrecht, Grundfreiheiten, Umwelt- und Gleichstellungsrecht, im Erscheinen in NVWZ 2003.

あると考えたのかは、必ずしも明らかでない。しかし、いずれにせよ本件では、理論上、商品流通の分野でも、ＥＵ法上の基本的自由の直接的な第三者効が肯定されたとみてよいであろう[36]。

以上の点について、アストリッド・エピネイ（Astrid Epinay）は、正当にも次のように指摘している。すなわち、「結論的には、一方で私的自治、および他方でＥＵ法上の基本的自由の実効性を保障するという要請を十分に調整するため、一般的に行動規範を定める力が私企業に備わっており、その結果、人の移動の自由に対する国家規制と同様の危険が迫っている状況のもとでは、ＥＣ設立条約28条についても第三者効を肯定してよいと思われる[37]」[38]。

Ｖ．チーズ

チーズは、胃袋を塞ぐのでデザートに最適であるが（Käse schliesst den Magen）、最近のチーズに関する判例が途を塞いだのか、それとも新しい途を開いたのかは、検討を要する。さしあたり２つの判決を挙げておこう。１つは、エメンタール・チーズに関するものであり、もう１つは、イタリアのパルメザン・チーズに関するものである[39]。まず、エメンタール・チーズといえば、スイスを思い起こさせるが、実はフランスのエメンタール・チーズに関する事件から始めよう。

本件で問題となったのは、皮のないチーズの販売を禁じたフランスの規制がＥＵ法上の商品流通の自由に反しないかという点であった。先行判決を求めた国内訴訟において、フランスの食品販売業者であるギモン（Guimont）氏は、1984年のデクレにより消費者詐欺を理由として言い

---

[36] Vgl. dazu schon STREINZ/LEIBLE, Europäische Zeitschrift für Wirtschaftsrecht, 2000, S. 459 ff., 464.

[37] Vgl. EuGH, Rs. C-41/93 (Bosman), Slg. 1995, I-4921.

[38] EPINAY, Neuere Rechtsprechung des EuGH in den Bereichen institutionelles Recht, allgemeines Verwaltungsrecht, Grundfreiheiten, Umwelt- und Gleichstellungsrecht, im Erscheinen in NVWZ 2003.

[39] Vgl. hierzu PATRONI GRIFFI, "Il caso Parmesan. Considerazioni parasistematiche sul rapporto tra disciplina delle DOP e disciplina dei marchi", in: Kochkunst, Ernährung und Recht, Festschrift zu Ehren von Pierre Widmer (hrsg. A. Aronovitz), Zürich 2003, S. 129 ff.

渡された罰金刑を争った。皮のないチーズの販売を禁じたフランスの規制がＥＣ設立条約28条にいう数量制限と同等の効力を有すること自体は、疑う余地がなかった。また、この規制が国産品および輸入品の双方に平等に適用されるとはいえ、カシス・ドゥ・ディジョン判決のいう強行的な要請によって正当化することはできなかった。さらに消費者保護の観点からも、「皮のないエメンタール・チーズ」という適正な表示によって目的を達成することができるのであるから、かような国家規制は、明らかに相当性を欠いていた。その限りで、ＥＵ裁判所の判決には、取り立てて問題となる点はなく、またＥＵ法の発展にとって目新しい点もなかった。

しかし、この判決の興味深い点は、ＥＵ裁判所の管轄、すなわち問題となった国家規制に対する審査の可否の理由付けにある。なぜなら、先行判決を求めた国内訴訟は、渉外性のない純粋国内事件であったからである。すなわち、被告人は、フランスで営業活動を行うフランス国民であり、問題のエメンタール・チーズは、フランスで製造・販売されたものであった。かような事実関係のもとでは、商品流通の自由の原則に対する違反はなく、それゆえＥＣ設立条約28条以下は適用されない[40]。

それにもかかわらず、ＥＵ裁判所は、その管轄を肯定し、国家法とＥＵ法上の商品流通の自由の適合性を審査することを躊躇しなかったのである。その理由として、このフランス法は純粋な国内事件だけでなく渉外事件にも適用される可能性があるから、国内裁判官にとって、自国法の規定がＥＵ法に違反するか否かを知っておくことは有用である、という点が挙げられている。すなわち、ＥＵ裁判所は、次のように述べたのである。

「ここで提起された問題に対するＥＵ裁判所の判断は、仮に同様の状況でＥＵ法により他の構成国の製造業者に与えられたのと同じ権利が国産品にも与えられるという規定が、本件と同種の訴訟に適用されるフランス法にあったとしたならば、刑事裁判官にとって有用であろう」。

言い換えれば、ＥＵ裁判所は、このフランス法が純粋な国内事件の解決をもＥＵ法に委ねていると考えたのである。かような万能ルールに

[40] この点を明確に述べたＥＵ裁判所判決としては、Urteil vom 15.12.1982, Rs. 286/81, Oosthoek's Uitgeversmaatschappij, Slg. 1982, 4547, Rn. 9 がある。

よって、ＥＵ裁判所は、食品法に関する国内事件全体について判断する権限を得たように思われる。

実は、先行判決を求めた国内訴訟においてＥＵ法が直接適用されないにもかかわらず、ＥＵ裁判所が進んで事件を受理したのは、今回が初めてではない。とくにピストレ（Pistre）事件は有名である（この事件でも食肉およびソーセージといった食品が問題となった）。しかし、ギモン事件では、このようにＥＵ裁判所が国内事件に進出した際の事実関係および理由付けが目新しかった。

ピストレ事件で問題となったのは、農産物に「モンターニュ（montagne）」という名称を付ける要件を定めた国家法（ここでもフランス法）がＥＵ法に違反するか否かという点であった。フランス政府の主張したように、この規制は、「モンターニュ」という名称を付けた製品に、消費者が山岳地域の産物と結びつける特性が現に備わっていることを保障するためのものであった。

先行判決を求めた訴訟は、他の構成国とは関係のない純粋な国内事件であった。ところが、ＥＵ裁判所は、国内規制を国産品に適用した場合にも、構成国間の商品流通に影響を及ぼす可能性があり、「とりわけ当該規制が輸入品を犠牲にして国産品の販売を優遇する場合は尚更である」という理由により、管轄を肯定した。本件で問題となった品質表示は、フランスの領域内で製造・加工・包装された商品にのみ認められていたので、まさにかようなケースに該当した。さらに「モンターニュ」という名称を付けた加工品の製造の際には、添加物として輸入品を使うことが禁じられていたことからも、規制の差別的性質は明らかであった。

以上の理由付けは、明確であるが、必ずしも誠実とはいえない。たしかに、国産品に適用されるとはいえ、国産品を輸入品よりも優遇する国内規制は、ＥＵ裁判所の管轄を純粋な国内事件にも拡大することによって、ＥＵ裁判所の審査を受ける機会が増えるであろう。その限りでは、ＥＵ裁判所の管轄の拡大は分からないではない。

しかし、同時に、当該ＥＵ法規定が純粋な国内事件に直接適用できないことも、忘れてはならない。この点では、国内規制が輸入品を直接的に差別しているのか、それともピストレ事件のように、国産品を優遇することにより、間接的に差別しているのかは、重要でない。先行判決を

求めた訴訟において、国内裁判所は、ＥＵ裁判所により解釈された商品取引の自由に関する規定を、少なくとも直接には適用できない。

これに対して、ギモン判決の理由付けは、より誠実であったといえる。本件の国内規制が問題となったのは、国産品を優遇したからではなく、皮のないエメンタール・チーズが他の構成国から輸入されることを潜在的に妨げるからであった。かような状況では、ＥＵ裁判所は、国内規制の内容を問題とすることはできず、自己の管轄を肯定するためには、本当の理由を示す必要があった。すなわち、問題のＥＵ法規定が当該訴訟において直接適用できず、（明示的または黙示的に）国内法がＥＵ法を援用した場合にのみ、重要性を有しうることが明らかであるとしても、国内訴訟における解釈問題の重要性は、あくまでも国内裁判所の裁判官の問題であって、ＥＵ裁判所はその判断を尊重する、という原則を緩和しようとしたのである。

かようなＥＵ裁判所の傾向は、かつてのＥＵ裁判所の判例と異なるように思われる。この点については、エメンタール・チーズ判決とクラインヴォルト対ベンソン（Kleinwort v. Benson）判決を比較してみればよい。後者の事件で問題となったのは、ＥＵ法の解釈ではなく、1968年９月27日の民事および商事に関する裁判管轄ならびに判決の執行についてのブラッセル条約（以下では EuGVÜ という）[41]の５条１項および３項の解釈であった。先行判決を求めた英国控訴院に係属した事件は、EuGVÜ の直接適用ではなく、大幅に EuGVÜ の規定に依拠して制定されたイングランドとスコットランドの間の裁判管轄の配分に関する英国法の解釈に関するものであり[42]、それゆえピストレ事件およびギモン事件と同様に、渉外事件ではなく純粋国内事件であった。ただし、ギモン事件と異なり、本件で問題となった国内法の規定は、条約と（ほとんど）同じ内容であり、明らかに条約の規定に依拠していた。英国の立法者は、さらに自国

---

[41] ABl. 1972, L 299, S. 32. 周知のように、EuGVÜ は、その後、デンマークを除く構成国間では、Verordnung 44/2001/EG («Brussel I») vom 22.12.2000 (ABl. 2001, L 12, S. 1) に置き換えられた。

[42] EuGVÜ の規定は、この法律の附則第4に掲げられ、これによって EuGVÜ は英国でも適用されるようになった。Civil Jurisdiction and Judgments Act 1982, Schedule 4.

の裁判官が条約に由来する規定を適用する際には、当該規定の解釈に関するＥＵ裁判所の判例の考慮を義務づける明文の規定を置いていた。このように国家法の規定と EuGVÜ の規定の結びつきが明白であるにもかかわらず、当時のＥＵ裁判所は、管轄を否定した。その理由として、ＥＵ裁判所は、第１に、国家法の規定が EuGVÜ の規定と全く同じではないこと、および第２に、国内裁判所はＥＵ裁判所の判例を「考慮」する義務を負うだけであり、これに従う義務がないことを挙げた。すなわち、「国内裁判所は、条約が当該裁判に適用される場合にのみ、ＥＵ裁判所の解釈に拘束されるのであるから」、ＥＵ裁判所の当該規定に関する解釈は、国内裁判所を拘束しない。かような状況のもとでは、ＥＵ裁判所は、先行判決を求められた問題を審理する管轄を否定せざるを得ない。なぜなら、その判決が「単なる助言的効力」しか有しないのであれば、その任務は「歪曲」されることになるからである。

本判決は、1971年６月３日の EuGVÜ の解釈議定書にもとづき下されたものであるが、その判決理由は、ＥＣ設立条約234条（旧177条）による手続にも当てはまりうるものであった。それならば、エメンタール・チーズ判決との関係はどうなるのであろうか。本当にＥＵ裁判所は、方針を変更したのであろうか、それとも両判決の事実関係は、結論の違いを正当化するほど異なるのであろうか。

まず注意すべきであるのは、ギモン事件では、国内事件の解決にＥＵ法を適用する旨の明文の規定が、当該構成国の国家法に存在しなかった点である。ＥＵ裁判所の示したルールから分かるように、審理の必要性を肯定するためには、かようなＥＵ法の援用が少なくとも黙示的にはあったことを認定する必要があった。そのため、ＥＵ裁判所は、（明確でないとはいえ）各構成国の憲法において平等原則が認められていることを示唆したのである[43]。

たしかに、フランス法は、平等原則により、国産品を他の構成国の同種の輸入品より不利に扱うことを禁止していると解する余地はある[44]。しかし、かような解釈は、それ自体疑わしいし（ドイツの裁判所は、基

[43] MEIER, Anmerkung zu EuGH – „Emmentaler Käse“, Zeitschrift für Lebensmittelrecht 1/2001, S. 127 f.

[44] MEIER, a.a.O. , S.128.

本法３条との関係で、これを一貫して否定してきた)、いずれにせよ、もっぱら構成国の国内裁判所の判断に任されている。すなわち、ＥＵ裁判所およびＥＵ法のいずれも、この点について決定権を有するわけではない。したがって、クラインヴォルト対ベンソン事件と同様に、ギモン事件でも、先行判決を求めた内国の裁判官がＥＵ裁判所の判断に拘束されないことは確実である。すなわち、ＥＵ裁判所が違法と判断した規制をそれでもなお国内事件に適用することは、依然として内国の裁判官の自由である。

以上により、ＥＵ裁判所がエメンタール・チーズ事件において管轄を肯定したことは、あらゆる国内の差別事件をＥＵ裁判所が審理する可能性を開いた点において、まさに新しい境地を開いたといえる。

Ⅵ. おわりに

四半世紀にわたり、たしかに商品流通の自由に関するＥＵ裁判所の判例は、ＥＵ統合に多大の貢献を成し遂げてきた。商品の分野におけるダッソンヴィル料理およびカシス料理の調味料（とくに原産地国主義および相互承認の原則）は、サービスおよび人の移動のみならず民事判決の相互承認[45]にまで引き継がれた。

このメニューが賢明であったか否かを評価することは、ここでは差し控えたい。いずれにせよ、これがもたらした重要な成果は、賢明な消費者はあらゆる構成国および地域の製品が並べられた多数の皿から選択できるようになった、ということである。

〔講演後の質疑〕

（質問）講演にあったイタリアのパスタ規制であるが、仮に国内ではパスタは強力粉から製造しなければならないが、イタリアに輸入される外国製品の場合にはどのような原料を用いてもよい、という法律をイタリアが制定したとしたら、ＥＵ法に違反するのか。また、この問題に関する判決は存在するのか。

[45] 民事および商事に関する判決の相互承認の原則の規則化についての計画（ABl. Nr. C 12 vom 15/01/2001, S. 1-9）参照。

（答）重要であるのは、純粋な国内事件にはＥＵ法は全く適用されないことである。質問の例では、国産品を輸入品よりも不利に扱っている。しかし、ＥＵ裁判所にとっては、国内で国産品を輸入品より不利に扱っても、それは国内の問題にすぎない。また、かような事件を扱ったＥＵ裁判所の判例も存在しない。ちなみに、ドイツでは、国産品を輸入品よりも不利に扱うことが、憲法上の平等原則に違反するか否かという問題が争われたが、裁判所はこれを否定した。ただし、他の国において平等原則をどのように考えているのかは分からない。また通常、構成国の立法者は、国内市場において国産品を輸入品より不利に扱うというような法律を制定しないであろう。

（質問）ドイツのビールに関する規制によれば、麦芽・大麦・ホップから製造した場合にのみ「ビール」という表示が許されるとのことであるが（無添加要件）、ＥＵ法のもとでは、かような法律を制定することは、そもそも許されないということか。
（答）かような規制をドイツ国内においてドイツ製のビールにのみ適用することには、何の問題もない。問題は、外国製品にこれを適用することである。この場合、ドイツ政府が要求できるのは、製品の成分について適正な表示をすることだけである。

（質問）エメンタール・チーズの事件は、純粋国内事件であったにもかかわらず、なぜフランスの裁判所はＥＵ裁判所に先行判決（Vorabentscheidung）を求めたのか。
（答）まず、どのような場合に、ＥＵ裁判所の判決が求められるのかを説明し、その後に、質問に答えた方が分かりやすいであろう。ＥＵ裁判所が判決するケースの多くは、先行判決である。すなわち、国内の裁判官もＥＵ法を直接適用する義務を負っているが、ＥＵ法の解釈に疑義がある場合は、まずＥＵ裁判所に照会し、その判断をあおぐ手続がこれである（ＥＣ設立条約234条）。ギモン事件でも、この手続によって先行判決が下されたのである。しかもフランスでは、破棄院には抽象的な違憲審査権があるが、通常裁判所には、具体的な事件に適用される法律の違憲審査権さえない。通常裁判所ができることは、法令の適用解釈のみで

ある。したがって、具体的な法律の適用を回避しようとするならば、ＥＵ法違反を問題にするしかなかった、という事情がある。さらに本来は、純粋国内事件には、ＥＵ法が適用されないはずである。それにもかかわらず、ＥＵ裁判所は、事件の重要性ゆえに、その管轄を肯定するため、国内事件をＥＵ法上の事件と同じ基準で考えたならば、どのようになるのかを強調し、かつ憲法上の平等原則も示唆したのである。

（質問）ドイツのビールに関する判決は、本来はＥＵの構成国にのみ関係するはずである。ところが現在は、米を含んだ日本のビールも、ドイツで販売されている。したがって、この判決は、間接的に第三国にも影響を及ぼしたといえるのではないか。
（答）ＥＵ裁判所の判決が下されたら、一般に構成国は法律を改正して、ＥＵ法違反の状態を解消し、少なくとも他の構成国の製品に対しては、適切な表示を要求するに止めている。第三国に対しても、必ずそうしなければならないというわけではないが、事実上は規制を撤廃する方向に動いている。世界貿易なら、ＷＴＯと同様の役割をＥＵ裁判所が果たしているといえる。

（質問）仮にドイツで無添加要件を定めた法律がまだ存続しているとして、ドイツ語ではアルコール飲料と表示しなければならないが、フランス語やイタリア語では、ビールと表示して構わないとしたら、どうなるか。
（答）まあ、イタリア語で "Birra" と書いてあれば、ドイツ人も、それがビールであることは分かるであろう。しかし、たとえば、"Sekt" をイタリア語で "Spumante" と表示したら、ドイツ人には、同じ製品であることが分からないので、やはりＥＵ法に違反することになる。まさに講演で紹介したように、イタリアの酢の規制、すなわち外国製品には "Aceto" でなく "Agro" と表示せよという極めて保護貿易的な規制の例において、イタリア人は "Agro" を酢とは思わないから、ＥＵ法に違反するのと同じことである。またスペインのチョコレート規制の例でも述べたように、製品の成分が製品のアイデンティティーと完全にかけ離れた場合に初めて、同一の商品名を禁止できるのである。しかし、その区別はか

なり難しいことがある。

（質問）以上のような方向で、ＥＵ法が商品流通の自由を保障すれば、たしかに消費者の選択の余地は広がるかもしれないが、ヨーロッパの食文化、地域性などは後退していくことになるのではないか。この問題については、どのように考えればよいのか。
（答）まさにご指摘のとおりであるが、ＥＣ設立条約30条（旧36条）は、地域表示などの保護を認めている。ところが、そうすると製品の成分や包装についても規制が行われ、商品流通の自由が脅かされることになるので、困難な問題が生じる、というのが実情である。

（質問）いま言及されたＥＣ設立条約30条では、公共道徳や公の秩序のためなら商品流通の規制を行ってよいという例外を認めているが、たとえば、何が公の秩序であるのかは、ＥＵ裁判所だけでなく構成国が決定してもよいのか。
（答）たしかに、公の秩序をどのように考えるのかは、純粋な国内事件については、構成国の自由である。しかし、ひとたび外国との関係が生じれば、話は別であり、やはりＥＵ裁判所の管轄に服することになる。したがって、自由であるといっても、一定の範囲内での自由であり、しかもその範囲を決定するのはＥＵ裁判所であるから、結局は、そのコントロールが及んでいるといえる。
　ところで、この問題について、さらに補足しておけば、ＥＣ設立条約28条（旧30条）は、数量制限と同等の効果を有する規制を禁止しているが、他方において、条約30条（旧36条）は、その例外を定めている。この規定は、例外にすぎないから、あまり緩やかに解するのは妥当でないと考えられるが、カシス判決は、同等の効力を有する規制の範囲を緩やかに解し、しかも差別的な規制だけでなく中立的な規制も含まれるとしたので、条約28条（旧30条）の禁止があまりにも厳格になりすぎて、条約30条（旧36条）の例外が狭すぎると感じられる。たとえば、環境保護の要請などは、同条では規定されていない。そこでＥＵ裁判所は、「強行的な要請」の例外を認め、今一度例外を緩和しているが、その結果、商品流通自由の原則全体が極めて複雑なルールとなってしまっている。